

## 生活困窮母子世帯の実態からみる子どもの教育支援ニーズ ～沖縄県N市を事例として～

嘉納英明<sup>1)</sup>, 竹沢昌子<sup>1)</sup>

### Educational Support Needed by the Children of Single-Mother Households on Welfare, ---a Case Study in N City, Okinawa Prefecture

Hideaki Kano<sup>1)</sup>, Masako Takezawa<sup>1)</sup>

#### 要 旨

沖縄県N市の被保護母子世帯の母親は、後期中等教育以降の教育機会を受けることが少なく、20代前半から婚姻関係に入り、子どもを複数名(平均2.9名)出産する傾向にある。また、結婚生活は長続きせず(平均7.4年)、経済的困窮に留まりがちであるという実像が浮き彫りになった。一方、N市の生活保護ケースワーカーは、被保護母子世帯の子どもの悩みやストレスの有無、教育支援ニーズについて、十分に把握できていないことが明らかになった。とはいえ、日常的に被保護母子世帯と関わっている生活保護ケースワーカーや子どもの自立に向けた支援を行う社会支援員は、被保護母子世帯の経済力の問題、学習環境の問題、子どもの低学力の問題、学校不適應の問題、貧困の連鎖の問題等について認識しており、また危惧していた。この視点は、生活保護行政の立場からの見解であるが、あながち、被保護母子世帯の子どもの教育支援ニーズと無関係ではないと考えられる。M大学の教職履修生は、このような生活保護行政の見解に賛同し、被保護世帯の子どもへの学習支援をスタートさせた。今後、子どもの教育支援ニーズをより一層明らかにするために、さらに調査を進めていく必要がある。

キーワード：被保護母子世帯, 教育支援ニーズ, 学習支援

#### Abstract

Single mothers on welfare in N city, Okinawa Prefecture, Japan, tend to have had fewer opportunities for higher education, become involved in marital relationships by their early 20's, and bear more than two children (2.9 average). Moreover, their marriages do not last for a long time (7.4 years average), and they are prone to remain in poverty. Welfare workers in N city have not perceived precisely the educational support needed by the children of single-mother households, their worries, or their stresses. However, some caseworkers who assist single-mothers and their children on a daily basis and a social supporter who guides children toward independence do recognize their financial problems, poor educational environment, declines in academic performances, school maladaptation, and chain reactions caused by poverty. Although these perceptions were given by caseworkers who are in welfare administration, they may reflect educational support needed by the children of single-mothers. M University students studying in teacher-training course endorsed the caseworkers' views and started volunteering as teachers for those children on welfare. In order to elucidate the needs of educational support more clearly, further investigation and research are necessary.

**Keywords:** single-mother households on welfare, educational needs, study support

<sup>1)</sup> 名桜大学人間健康学部 〒905-8585 沖縄県名護市字為又1220-1 Faculty of Human Health Sciences, Meio University, 1220-1, Biimata, Nago, Okinawa 905-8585, Japan

## 1. 研究の背景と目的

「階層の固定化」は、一般的にみられる現象である。「富裕」層は、その家庭の経済力を生かして有名私立進学校等への受験の準備を早々に行い、高偏差値の高校や大学へ子どもを進学させ、親と同じ社会階層に子も属していく。一方、生活が厳しい家庭の場合、学校選択の幅は限定的であり、その結果として、「その学校にしか行けない」という学校選択の格差状況を生み、「その職業（仕事）にしか就けない」という就業格差も生まれている。生活困窮層は、家庭における「文化資本」（ブルデュー）の脆弱さも相まって、子どもの学力形成にも大きな影を落としている。この視点から沖縄社会をみたとき、「富裕」層の再生産、「貧困」層の拡大と「貧困の固定化」が生まれているものと考えられる<sup>(1)</sup>。沖縄では、高校のない離島12町村と3市の子どもが進学の際、国・沖縄県の修学支援制度の補助額が不十分である等の問題が報告されている<sup>(2)</sup>。とりわけ社会的弱者である貧困層の子どもにとっては、極めて厳しい状況が生まれている。ここで、「貧困」層の子どもの学びについて注目したとき、憲法上の学習権保障と乖離した実態が浮かび上がる。憲法・教育基本法のもとでは、子どもの学習権保障と義務教育の無償制度を掲げ、基本的人権としての学びの保障を謳ってきた。しかし、その実態は、学校通学や修学に係る経費の負担を保護者に求め（受益者負担）、憲法の規定する法的内容を充足させるものには、なっていない。つまるところ、憲法・教育基本法の理念を下位の法律で整備し、教育法制度と財政上の措置が充分でない国家の教育の有り様が問われているといえる。

一方で、昨今の長引く不況や雇用形態の流動化により、貧困層が拡大している。特に母子世帯の年間収入は一般世帯の年間収入の44.2%（平成22年）である<sup>(3)</sup>。経済的困窮の母子世帯にとって、児童扶養手当や就学援助等の経済支援策は、様々な制約を抱えながらも、一定の生活保障を目指して制度化されている。とはいえ沖縄県は、全国最下位の県民所得に加えて、失業率は高率で推移し、被保護世帯数は増加傾向を示している<sup>(4)</sup>。このような厳しい経済状況の下、沖縄県の生活困窮世帯において、子どもの学び、育つ環境が十分に保障されているといえるのかどうか、その実態は明らかではない。櫻幸恵は、この点とかわかって、「貧困世帯の子どもの就学に関する経済的支援策や教育機会の保障に関する支援策は、必ずしも十分とはいええない現状がある。福祉と教育の狭間であって、個別の先駆的な試みはあるが、具体的なアプローチを伴う制度としては整備が遅れている<sup>(5)</sup>」と述べ、より具体的な政策実現を提言している。

筆者らは、以上の問題意識をふまえ、沖縄県の生活困窮世帯の生活実態を明らかにするとともに、当該世帯の

子どもの就学や修学上の教育支援ニーズを把握することがまず大切な作業であると考えた。なかでも、沖縄本島北部地域（12市町村＝1市2町9村）は、過疎化や高齢化が進行する町村及び離島を有している。これらの地域における生活困窮世帯の実態を把握することは、地域に特有害な教育支援ニーズを明らかにする上で重要である。本研究は、沖縄本島北部地域のなかでもN市に限定し、N市において生活保護を受給している母子世帯（以下、被保護母子世帯）に注目し、その生活実態を把握することを通して、当該世帯の子どもの教育支援ニーズを探ることを目的としている。これは、今後、生活困窮世帯の子どもの学ぶ環境を保障していくための政策提言を行う上で、基礎的な情報を収集したいと考えたからである。

## 2. 研究の方法

### 1) 沖縄県の母子世帯の実態について

沖縄県の母子世帯の実態について、公刊された実態調査結果に基づき、全国及び沖縄県全体との比較から明らかにすることを試みた。沖縄県の生活困窮世帯については、他都道府県との比較から「全国1」「全国最下位」等の表現によって特徴的に語られることが多い。本研究においては、あらためて統計上の調査結果に基づきながら比較、検討した。

### 2) 沖縄県N市の被保護母子世帯の実態について

N市の被保護母子世帯の実態について、公刊された全国の実態調査結果及び筆者らがN市に依頼した調査結果に基づき、全国の一般母子世帯及び被保護母子世帯との比較から検討した。さらに、N市の社会支援員への聞き取りから、N市として、被保護母子世帯の子どもの実態をどの程度把握しているかを推論した。

### 3) 沖縄県N市の被保護母子世帯の母親像について

N市の被保護母子世帯の母親像について、筆者らがN市に提供を依頼した調査結果に基づいて分析した。

### 4) 生活困窮母子世帯の実態からみる子どもの教育支援ニーズについて

上記1) 2) 3)の分析によって描かれたN市の被保護母子世帯の実態像及び福祉行政担当者からの聞き取りの内容から、子どもの学ぶ環境、就学や修学の状況及び教育支援ニーズの状況について推論を試みた。

生活困窮世帯の子どもの高校・大学進学率が一般世帯と比して低いのはなぜなのだろうか。生活困窮世帯は教育や子育てにおいて具体的にどのような困難を抱え、どのような支援策を求めているのかについては、十分明らかになっていない。これまでに公刊されている生活困窮

世帯の実態調査は、生活全般の福祉ニーズに着目していることが多く、同世帯の子どもの教育支援ニーズについては十分な調査を行っていない。本研究は、教育支援ニーズを把握するにあたり、公刊された実態調査結果だけでなく、筆者らが福祉行政担当者に実施を依頼した調査結果及び福祉行政担当者への聞き取り調査を含めて分析を試みた。なお、本研究においては、筆者らがN市の被保護世帯に対し直接的に調査を実施することが困難であったため、N市の福祉行政担当者を介して情報収集を行った。

### 3. 結果① 沖縄県の母子世帯の実態について

#### 1) 沖縄県の母子世帯の実態（全国の母子世帯の調査結果との比較）

沖縄県の母子世帯の生活実態の特徴について、全国の母子世帯の調査結果と比較できる項目に限定して述べる（表1）。なお、母子世帯とは、父のいない児童（満20歳未満の子どものもであって、未婚の者）がその母親によって養育されている世帯である<sup>(6)</sup>。

#### 2) 沖縄県の母子世帯の実態に関する分析

表1に示した調査結果より、沖縄県の母子世帯の実態をまとめると、全国の母子世帯と比較して、母子世帯の出現率が高い、未婚の母の割合がやや高い、養育費の受給状況が厳しい、子どもの数が多い等の特徴を挙げることができる。

#### 3) 沖縄県N市の母子世帯の出現率について<sup>(10)</sup>

沖縄県内の市町村別母子世帯の出現率（5.2%）をみると、市部5.27%に対し、郡部は4.91%となっており、市部が郡部に比べてやや高い。本研究が対象とするN市における母子世帯の出現率は4.41%であり、沖縄県平均の5.2%に比べて低い。

### 4. 結果② 沖縄県N市の被保護母子世帯の実態について

#### 1) 沖縄県N市の被保護母子世帯の実態（全国の一般母子世帯及び被保護母子世帯の調査結果との比較）

平成23年度の全国調査によれば、母子世帯の14.4%が生活保護を受給しており、平成18年度の調査時（9.6%）に比べて増加している<sup>(11)</sup>。一般的に母子世帯は経済的に困窮しやすいといわれる。ここではまず、一般母子世帯と被保護母子世帯の生活実態について、7つの観点（母親の就業状況、母親の雇用状態、母親の健康状態、母親の悩みやストレス、子どもの健康状態、子どもの悩みやストレス、家計に対する意識）から比較した。次に、N市の被保護母子世帯（58世帯）の実態について、同じ7つの視点から、全国の一般母子世帯および被保護母子世帯の実態と比較した（表2）。

なお、全国の実態については、公刊された調査結果を採用した。N市の実態については、筆者らがN市の生活保護担当ケースワーカーに対し、全国調査と同じ質問項目によって新たに依頼した調査結果を採用した。筆者らがケースワーカーに調査を依頼した理由は、N市の被保

表1. 沖縄県の母子世帯の実態（全国の母子世帯の調査結果との比較）

項目	全 国 <sup>(7)</sup>	沖 縄 県 <sup>(8)</sup>	比較（全国×沖縄県）
1. 出現率 （母子世帯数／世帯総数）	1.6% <sup>(9)</sup>	5.2%	沖縄県の母子世帯出現率が高い（全国平均の3.25倍）。
2. 母子世帯になった理由	離婚80.8%，死別7.5%， 未婚の母7.8%	離婚80.5%，死別4.2%， 未婚の母10.6%	未婚の母の割合がやや高い。 （全国：7.8%＜沖縄：10.6%）
3. 世帯人員	2人29.9%，3人33.3%， 4人18.8%	2人26.2%，3人31.8%， 4人22.3%	沖縄県の世帯人員がやや多い。
4. 就業状況	就業あり80.6%	就業あり81.0%	ともに8割以上が就業。
5. 雇用状態	常用雇用39.4%，臨時・パート47.4%	常用雇用38.6%，臨時・パート46.8%	ともに、常用雇用より臨時・パートの割合が高い。
6. 養育費の受給状況	「受け取ったことがない」60.7%，「現在も受けている」19.7%，「受けたことがある（現在は受けていない）」15.8%	「受け取ったことがない」79.1%，「現在も受けている」10.5%，「受けたことがある（現在は受けていない）」7.3%	沖縄県は、養育費を受給したことがない割合が高い。 （全国：60.7%＜沖縄：79.1%）
7. 就学状況別子どもの状況	未就学児のいる世帯16.2%， 小学生のいる世帯31.3%， 中学生のいる世帯20.5%， 高校生のいる世帯20.4%	未就学児のいる世帯24.4%， 小学生のいる世帯43.1%， 中学生のいる世帯31.5%， 高校生のいる世帯30.4%	沖縄県はどの就学状況においても、子どものいる割合が高い。

表2. 沖縄県N市の被保護母子世帯の実態（全国の一般母子世帯及び被保護母子世帯の調査結果との比較）

項目	一般母子世帯（全国） <sup>(12)</sup>	被保護母子世帯（全国） <sup>(13)</sup>	被保護母子世帯（N市） <sup>(14)</sup>
1. 母親の就業状況	就業あり81.4%，就業なし17.6%，不詳1.0%	就業あり42.2%，就業なし55.4%，不詳2.4%	就業あり44.8%，就業なし55.2%，不詳0%
2. 母親の雇用状態	正規の職員・従業員32.1%，パート・アルバイト・派遣社員等49.4%	正規の職員・従業員1.0%，パート・アルバイト・派遣社員等88.4%	正規の職員・従業員7.7%，パート・アルバイト・派遣社員等88.5%
3. 母親の健康状態	よい19.7%，まあよい16.6%，ふつう42.4%，あまりよくない14.7%，よくない2.1%，不詳4.5%	よい3.1%，まあよい13.0%，ふつう30.3%，あまりよくない41.5%，よくない12.1%，不詳0%	よい34.5%，まあよい6.9%，ふつう12.1%，あまりよくない25.9%，よくない20.7%，不詳0%
4-1. 母親の悩みやストレスの有無	悩みやストレスがある72.5%，悩みやストレスがない25.0%，不詳2.6%	悩みやストレスがある81.6%，悩みやストレスがない18.4%，不詳0%	悩みやストレスがある79.3%，悩みやストレスがない3.4%，不詳17.2%
4-2. 母親の悩みやストレスの原因（複数回答，トップ3）	収入・家計・借金等59.3%，自分の仕事48.6%，子どもの教育47.1%	子どもの教育59.5%，収入・家計・借金等57.3%，自分の病気や介護47.9%	子どもの教育39.7%，自分の病気や介護31.0%，収入・家計・借金等27.6%
4-3. 母親の悩みやストレスの相談状況（複数回答，トップ3）	友人・知人60.7%，家族39.1%，職場の上司，学校の先生10.8%	民間の相談機関58.7%，医師57.0%，公的な相談機関32.9%	公的な相談機関38.0%，友人・知人29.3%，家族24.1%
5. 子どもの健康状態 <sup>(15)</sup>	よい40.8%，まあよい18.1%，ふつう30.7%，あまりよくない4.1%，よくない0.2%，不詳6.0%	よい17.9%，まあよい12.5%，ふつう46.8%，あまりよくない7.9%，よくない3.4%，不詳11.5%	よい39.7%，まあよい15.5%，ふつう8.6%，あまりよくない19.0%，よくない3.4%，不詳13.8%
6-1. 子どもの悩みやストレスの有無 <sup>(16)</sup>	悩みやストレスがある44.1%，悩みやストレスがない47.2%，不詳8.7%	悩みやストレスがある68.0%，悩みやストレスがない31.3%，不詳0.7%	悩みやストレスがある27.6%，悩みやストレスがない5.2%，不詳67.2%
6-2. 子どもの悩みやストレスの原因（トップ3） <sup>(17)</sup>	自分の学業・受験・進学44.5%，家族以外との人間関係12.4%，家族との人間関係3.7%	自分の学業・受験・進学52.3%，家族以外との人間関係16.5%，家族との人間関係5.2%	自分の学業・受験・進学17.2%，家族との人間関係8.6%，自分の病気5.2%
7. 家計に対する意識	大変苦しい44.9%，やや苦しい35.8%，普通17.8%，ややゆとりがある1.5%，大変ゆとりがある0%	大変苦しい42.2%，やや苦しい39.6%，普通18.2%，ややゆとりがある0%，大変ゆとりがある0%	大変苦しい12.1%，やや苦しい53.4%，普通34.5%，ややゆとりがある0%，大変ゆとりがある0%

護母子世帯について全国との比較を試みたかったにもかかわらず、同じ質問項目によって実施されたN市に関する調査を見つけてはできなかったためである。N市に対する具体的な調査方法は、全国調査と同じ質問項目について、ケースワーカーが当該世帯に関して把握している内容を回答する、というものであった。このような方法を採用せざるを得なかったのは、筆者らが該当する世帯に対して直接的に調査を実施することが困難であったこと、また、ケースワーカーが該当する世帯から新たに情報収集するのは業務上の負担が大きすぎたこと等が理由である。したがって、全国の調査結果が該当する世帯の生の声を反映しているのに対し、N市の調査結果は生活保護担当ケースワーカーの理解や認識に基づくものであるという限界があることを、あらかじめお断りしておく。

## 2) 一般母子世帯（全国）と被保護母子世帯（全国）の比較に関する分析

表2に示した調査結果より、まず、一般母子世帯（全国）と被保護母子世帯（全国）を比較して分析すると、次のような傾向がみられる。

- ①母親の就業状況 一般母子世帯の母親に比べて、被保護母子世帯の母親の就業割合は低い。
- ②母親の雇用状態 就業中の者についてその雇用状態をみると、一般母子世帯の母親に比べて、被保護母子世帯の母親は非正規雇用の割合が高い。
- ③母親の健康状態 母親の健康状態について、一般母子世帯に比べて、被保護母子世帯の母親の健康状態はよくない。
- ④母親の悩みやストレス 母親の悩みやストレスにつ

いて、「悩みやストレスがある」と回答した母親の割合は、一般母子世帯に比べて、被保護母子世帯の方がやや高い。悩みやストレスがあると答えた母親について、その原因(複数回答)の上位3つをみると、一般母子世帯では「収入・家計・借金等」「自分の仕事」「子どもの教育」の順である。一方、被保護母子世帯では「子どもの教育」「収入・家計・借金等」「自分の病気や介護」の順である。一般母子世帯の母親が「自分の仕事」について悩んでいる割合が高いのに対して、被保護母子世帯の母親は「自分の病気や介護」について悩んでいる割合が高い。

悩みの相談先についてみると、上位3つをみると、一般母子世帯では「友人・知人」「家族」「職場の上司、学校の先生」の順である。一方、被保護母子世帯では「民間の相談機関」「医師」「公的な相談機関」の順であり、被保護母子世帯の母親が「家族」や「友人・知人」に相談する割合は大変小さい。

⑤子どもの健康状態 子ども(6歳以上)の健康状態について、一般母子世帯に比べて、被保護母子世帯の子どもの健康状態はよくない。

⑥子どもの悩みやストレス 子ども(12歳以上)の悩みやストレスについて、「悩みやストレスがある」と回答した子どもの割合は、一般母子世帯に比べて、被保護母子世帯の子どもの方が高い。

悩みやストレスがあると答えた子どもについて、その原因(複数回答)の上位3つをみると、一般母子世帯および被保護母子世帯ともに「自分の学業・受験・進学」「家族以外との人間関係」「家族との人間関係」の順である。これら3項目について、一般母子世帯に比べて、被保護母子世帯の子どもの悩んでいる割合が高い。

⑦家計に対する意識 所得状況に基づく生活意識について、「大変苦しい」「やや苦しい」と回答した世帯は、一般母子世帯および被保護母子世帯とではほぼ同じ割合である。

以上の分析から、被保護母子世帯の母親と子どもは、一般母子世帯の母親と子どもに比べ、概して健康状態がよくなく、「悩みやストレスがある」と回答した割合が高いことが明らかになった。また子どもの悩みやストレスの原因として、「自分の学業・受験・進学」と回答した割合は、一般母子世帯の子どもよりも被保護母子世帯の子どもの方が高かった。

### 3) 全国の被保護母子世帯と沖縄県N市の被保護母子世帯の比較に関する分析

次に、表2に示した調査結果より、全国の被保護母子世帯とN市の被保護母子世帯との比較を試みる。

とはいえ、両者の調査結果を単純に比較することはできない。先に述べたように、全国の被保護母子世帯調査は、母親を対象に行ったものである。一方、N市の被保護母子世帯の調査結果は、母親からの情報ではなく、生活保護担当ケースワーカーが把握し、ケースワーカーから提供された情報に基づいている。つまり、全国の調査結果が母親の生の声を反映しているのに対し、N市の調査結果は、生活保護担当ケースワーカーの理解や認識に基づいている。したがって、N市の調査結果は、被保護母子世帯の実態を必ずしも反映していない可能性がある。

実際に、全国の被保護母子世帯の母親による回答に比べて、N市のケースワーカーの回答には「不詳」を選択する割合が高く、なかでも子どもの悩みやストレスの有無の項目において著しかった(表2の項目6-1)。この結果から、ケースワーカーは、特に子どもが悩みやストレスを抱えているかどうかについて十分に把握できていないことが明らかになった。つまり、子どもがどのような教育支援ニーズを抱えているかについても、正確には把握できていないと考えられる。

### 4) N市における社会支援員の役割と直面する課題

N市が被保護母子世帯の子ども達の実態を十分に把握できていないと考える別の根拠として、社会支援員の声を紹介する。N市においては、「被保護世帯子どもの健全育成支援プログラム」が展開され、そのプログラム遂行のために、ケースワーカーとは異なる役割を担う社会支援員が配置されている。社会支援員は、被保護世帯の子どもとその保護者および世帯員を対象に、「被保護世帯の子どもが健康で安定した日常生活を営み、就学や就職する環境を整え将来的に希望する職業に就いて保護から自立できるように、必要な生活改善の助言や学習支援等を行う<sup>(18)</sup>」こととされている。N市には、現在、1名の社会支援員が配属されており、放課後の学習支援等、主に子どもの将来の自立に向けた様々な支援を行うこととされる。

しかし、N市の社会支援員によれば、子どもの将来の自立に向けた支援を行う上での時間的な制約に直面しているという。社会支援員は「支援員として、母親の悩みを引き出すことが第一で、それが話題になりますが、子どもの高校や大学、また専門学校への進学等についての話の時間がなかなかとれない。母親自身の中卒後の生活経験もあって、(子どもに)中卒でバイトを勧める母親もいれば、逆に、せめて高校まで行ってほしいと願う母親もいます。そうした母親の声をじっくり聴く時間的なゆとりがないのが現状です。」と述べている(2012年11月10日に聴き取り)。つまり、ケースワーカーとは別に、子どもへの支援のために社会支援員が配置されているにもかかわらず、社会支援員が子どもの悩みやストレス、

将来の自立に向けての教育支援ニーズを把握し、さらに、そのニーズを把握した上で適切な支援に繋げるための十分な時間が確保されていないと考えられる。

### 5. 結果③ 沖縄県N市の被保護母子世帯の母親像

先に紹介したように、被保護母子世帯の母親の中には、自分が中卒なので子どもにも同じような経験を期待する者もいれば、自分が中卒だからこそ自分とは異なる経験を期待する者もある。そこで、筆者らは、N市の被保護母子世帯の母親がどのような経験をしてきたのか、母親の学歴、初婚年齢、婚姻生活歴（婚姻の期間）、初産年齢、子どもの数等から探った。

N市の生活保護世帯数と被保護母子世帯数は、年々、増加の傾向を示している（表3）。N市の福祉行政担当者の説明によると、①N市近郊からの町村からの流入に加えて、近年では県外からの流入が増えていること、②N市の実態は沖縄全体の傾向と近似し、戦後3世代にわたって、生活保護の受給世帯がみられるという「貧困の連鎖」が現実の問題として起こっていることである。特に、N市の母子世帯（平成23年度、60世帯）の実態をみると、母親の初婚年齢の平均値は22.5歳、離婚年齢の平均値29.9歳である<sup>(19)</sup>。全国の初婚年齢は30.7歳（男）、29歳（女）であることから<sup>(20)</sup>、N市の場合、早婚であると同時に早々と結婚生活の破綻がみられる。結婚生活の期間は、平均値7.4年であり、6年未満は、5割を超えている（表4）。第1子出生年齢をみると（表5）、10代22%、20～24歳は50%であり、20代前半までに出産を経験している者が全体の7割を超えている（平均値22.75歳）。全国の平均値は29.7歳である<sup>(21)</sup>。子どもの数は、平均で2.9人であり、3名以上の子どもをもつ世帯は、5割を超えている（表6）。母親の学歴は、高卒と中卒をあわせると、全体の9割であり、高学歴の母親はほとんどみられない（表7）。

これらのことから、被保護母子世帯の母親は、大学や短大等の高等教育機関へ進学せず、早くから婚姻関係に入り、子どもを複数名出産するが、結婚生活は長続きしないという実態が浮かび上がる。しかも、中卒及び高卒の学歴では定職と結びつかないまま、社会へ放り出されている。それが、次の母子世帯の生活保護支給申請へと結びついていると考えられる。被保護母子世帯の特徴として、子どもの数が多いことや母親の学歴が相対的に低いことが報告されているが<sup>(22)</sup>、N市の場合も同様といえる。母子世帯を含む生活困窮の家庭では、限りある資本は生活運営資金として投資され、子どもの教育文化をつくるものとして支出されることは難しい。この傾向は、なかでも被保護母子世帯において顕著である<sup>(23)</sup>。家庭

における子どもの学びの環境は、「文化資本」が形づくるものであり、その「資本」形成が難しい家庭では、子どもの学びも貧困となって表れる。生活困窮と子どもの学びの環境（の貧困）は、密接に関係していると考えられる。

表3. N市の生活保護世帯数と被保護母子世帯の推移

年度（平成）	全世帯	被保護母子世帯	構成比（%）
18年度	385世帯	21世帯	5.4
19年度	429世帯	26世帯	6.0
20年度	512世帯	32世帯	6.2
21年度	624世帯	50世帯	8.0
22年度	733世帯	56世帯	7.6

表4. N市の被保護母子世帯（60世帯）の婚姻生活歴

婚姻生活歴	構成比（%）
1～3年	27.2
4～6年	27.2
7～9年	12.7
10～19年	29.0
20年以上	3.6
未婚の母	8.3

表5. 初産年齢（60名）

初産年齢	人数（人）	構成比（%）
10代	13	21.6
20歳～24歳	30	50.0
25歳～29歳	14	23.3
30代	3	5.0

表6. 出産数（子どもの数）

出産数	人数（人）	構成比（%）
1人	8	13.3
2人	19	31.6
3人	16	26.6
4人以上	17	28.3

表7. 母親の最終学歴（60名）

最終学歴	人数（人）	構成比（%）
高卒（通信制、定時制含む）	32	53.3
中卒	22（うち高校中退者9人）	36.6
専門学校卒	4	6.6
短大卒	1	1.6
小卒（中学退学）	1	1.6

※表3～7は、N市生活保護課の提供資料（2011年11月1日現在）に基づき作成。

## 6. 考察 生活困窮母子世帯の実態からみる子どもの教育支援ニーズについて

これまで紹介してきた調査結果より、N市の生活保護担当ケースワーカーは、被保護母子世帯の子ども達の悩みやストレスの有無について十分に把握できていないことが明らかになった。生活保護担当ケースワーカーも、子どもの自立を支援する社会支援員も、時間的な制約から、母親や子ども達の話に耳を傾ける余裕がなく、母親が子ども達の将来について何を期待しているのか、子ども自身が自分の進路についてどのように考えているのか等について、正確に把握することは困難な状況であることが明らかになった。

しかし、全国の調査結果から、一般母子世帯よりも被保護母子世帯の子どもの方が悩みやストレスのある割合が高く、またその原因として「自分の学業・受験・進学」と回答した割合が高いことから、N市の被保護母子世帯の子ども達も同様の悩みやストレスを抱えている可能性があると考えられる。また、N市の被保護母子世帯の母親は、高等教育機関へ進学せず、早くから婚姻関係に入り、子どもを複数名出産するが結婚生活は長続きせず、経済的困窮に苦しんでいるという実像から、母親自身も生活や子育ての支援を必要としていることが示唆された。実際に社会支援員は、子どもに対してさまざまに期待する母親たちの心境を垣間見ている。

ところで、N市健康福祉部保護係は、2012年、市内のM大学に対し、被保護世帯の小中学生のための学習支援の実施を依頼した。M大学は、2008年、同大学所在地のN市と「教育連携」に関する協定書を締結し、教職を履修している学生の市内の公立小中学校への学習支援ボランティアとして派遣をスタートさせていた。毎週150名程の学生が、大学の講義の合間に小中学生と直接関わりボランティア活動を展開してきた。朝の読み聞かせや授業における支援、放課後子ども教室における学習支援等で学校現場からは一定の評価を受け、また学生にとっても学校の実態についてふれる貴重な機会になってきている<sup>(24)</sup>。

これまで、公立学校へのボランティアが主であったが、2012年度からは、生活保護世帯の小中学生に対しても学習支援を実施している。この学習支援のシステムの目的は、被保護世帯の子どもの中には低学力により学校生活への不適応状況を生んでいること、高校受験を通過する程度の学力が身に付いていないため、中学卒業後は、新たなニート予備軍化している状況があり、これらを改善するための学力保障の支援策である。熊本市のひとり親の母子調査によると、学校生活の支援だけではなく、学習ボランティアの教育支援、学童等の保育支援、学用品の無料化等の子どもへの直接的な支援への要望があるこ

とが明らかになっている<sup>(25)</sup>。M大学の取り組みも、基本的にはこうした考えに基づいて実施されている。子どもの教育支援として学生のボランティア要請を考えたN市の生活保護査察指導員及び社会支援員は、この試みの意図について次のように述べている（2011年10月5日聴き取り）。

「保護世帯の子どもたちは、学習塾等の習い事に通う子がほとんどいないのは、やはり、経済的に余裕がないため。学校の授業にも遅れがちで、なかなか家庭でも学習の習慣がついていない。それで、M大学の学生が学習支援ボランティアをしているということを知ったので、保護世帯の子どもたちにもできないのか、大学に相談を持ちかけました。」

N市による学習支援の依頼の趣旨として、被保護世帯の子ども達は、経済的な余裕がないため学習の支援を受ける場がなく、学習習慣の確立ができていないことが背景に挙げられる。この趣旨を学内で検討し、その結果、学生のボランティア派遣を決定したのである。

## 7. 結語

本研究においては、沖縄本島北部のN市の被保護母子世帯の実態を把握することを通して、子どもの教育支援ニーズを探ることを試みた。以下、研究で明らかになった点をまとめておきたい。

第1に、公開された資料の比較調査により、沖縄県の母子世帯は、全国の母子世帯と比較して、母子世帯の出現率が高い、未婚の母の割合がやや高い、養育費の受給状況が厳しい、子どもの数が多い等の状況が明らかになった。N市の母子世帯の出現率は4.41%であり、沖縄県平均の5.2%より低かった。被保護母子世帯の母親と子どもは、一般母子世帯の母親と子どもに比べ、概して健康状態がよくなく、「悩みやストレスがある」と回答した割合が高かった。また子どもの悩みやストレスの原因として、「自分の学業・受験・進学」と回答した割合は、一般母子世帯の子どもよりも被保護母子世帯の子どもの方が高かった。N市の生活保護のケースワーカーへの聞き取り調査結果のなかで、ケースワーカーがN市の被保護母子世帯の実態のなかでも特に子どもの悩みやストレスの有無について、把握できていないことが明らかになった。一方、N市の被保護母子世帯の母親は、高等教育機関へ進学せず、早くから婚姻関係に入り、子どもを複数名出産するが、結婚生活は長続きしないという実像が浮き彫りになった。

第2に、生活保護行政に関わるケースワーカーや社会支援員への聞き取り調査の結果、彼らが被保護母子世帯

の母親や子ども達の話にじっくりと耳を傾ける時間的余裕がないことが明らかになった。そのために、母親が子どもの将来についてどのように考えているのか、また子ども達が自分の学業・受験・進学等についてどのように考えているか、正確に把握されておらず、子どもの教育支援ニーズを明らかにすることはできなかった。これは、明らかにしていくための方策が十分機能していないことが主たる要因であると考えられる。とはいえ、日常的に被保護母子世帯と関わっているケースワーカーや社会支援員は、被保護母子世帯の経済力の問題、学習習慣の問題、子どもの低学力の状況、学校不適應の問題、貧困の連鎖の問題等について認識しており、また危惧していた。この視点は、生活保護行政の立場からの見解であるが、あながち、被保護母子世帯の子どもの教育支援ニーズと無関係ではないと考えられる。今後は、子どもの教育支援ニーズを明らかにするための方策を検討しながら、さらに調査を進めていきたい。

#### <注および引用文献>

- (1) 道中隆は、保護受給世帯の子どもは成人後、再び生活保護を受給する傾向があると指摘し、貧困という非常に厳しい状態に保護受給層の子どもたちは追い込まれているとみて、「貧困の固定化」を危惧している（道中隆「子どもの貧困実相と自立支援」『生活と福祉』2009年11月号、参照）。
- (2) 「沖縄タイムス」2012年5月28日。高校のない離島からの進学問題で、国や県の進学者の居住費等を補助する修学支援制度について「額が不十分」という指摘がある。この「離島高校生修学支援事業」は、国が1/2、県と市町村がそれぞれ1/4を補助する制度である。受給額の上限が15万円から24万円に引き上げられたが、補助対象から食費が省かれたため、寮を利用している生徒は受給額が減少することになった（「琉球新報」2013年9月16日）。
- (3) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局『平成23年度全国母子世帯等調査結果報告』（2012年9月）。
- (4) <http://www.pref.okinawa.lg.jp/toukeika/so/so.html> 「沖縄の統計（平成24年10月号）」2012年11月18日アクセス。
- (5) 櫻幸恵「生活保護世帯の子どもへの支援—福祉事務所ケースワーカーによる教育的支援に関する考察—」『岩手県立大学社会福祉学部紀要』第13巻、2011年、26頁。
- (6) 母子及び寡婦福祉法第6条に基づく定義による。
- (7) 前掲『平成23年度 全国母子世帯等調査結果報告』による。
- (8) 沖縄県福祉保健部『平成20年度 沖縄県ひとり親世帯等実態調査報告書』（2011年3月）。
- (9) 全国の母子世帯出現率については、厚生労働省『平成23年度国民生活基礎調査の概況』（2012年7月）による。
- (10) 前掲『平成23年度 全国母子世帯等調査結果報告』による。
- (11) 前掲『平成23年度 全国母子世帯等調査結果報告』による。
- (12) 厚生労働省社会・援護局保護課『生活保護母子世帯調査等の暫定集計結果—一般母子世帯及び被保護母子世帯の生活実態について』（2009年12月）。
- (13) 同上。
- (14) 生活保護担当のケースワーカーからの提供資料によるもの（2012年9月1日現在、同年10月実施）
- (15) 6歳以上の子どもを示す。（12）と同じ。
- (16) 12歳以上の子どもを示す。（12）と同じ。
- (17) 12歳以上の子どもを示す。（12）と同じ。
- (18) 「被保護世帯子どもの健全育成支援プログラム」第1条、名護市福祉事務所、2012年4月。
- (19) N市生活保護課資料集計（平成23年11月1日）より。
- (20) <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai11/dl/gaikyou23.pdf> 厚生労働省「平成23年人口動態統計月報年計（概数）の概況」2012年11月18日アクセス。
- (21) <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyusyussyo06/syussyo1.html> 厚生労働省「平成22年度『出生に関する統計』の概況」2012年11月18日アクセス。
- (22) 金田康平「貧困問題に対する生活保護制度のあり方に関する研究」『東北福祉大学大学院総合福祉学研究科社会福祉学専攻紀要』第7巻、2009年、28～29頁。
- (23) 一般母子世帯のなかで「貯蓄がある」と回答したのは72.4%で、その平均額は419.3万円である。一方、被保護母子世帯の27.6%が「貯蓄がある」と回答しているが、その平均額は10.0万円である。資産や能力等あらゆるものの活用が生活保護受給の前提であることから、被保護世帯に貯蓄は認められていないといえる。被保護母子世帯が子どもの将来の自立のための投資をする余裕はないと考えられる。前掲『平成23年度 全国母子世帯等調査結果報告』を参照。
- (24) 「学校・家庭・地域連携事業」名護市実行委員会事務局発行『平成23年度「学校・家庭・地域連携事業」報告書』平成24年3月。嘉納英明「地方大学と自治体の連携による教育ボランティアの教育的効果に関する実践的研究」（平成22年度日教弘



本部奨励金研究助成研究成果報告書，2011年3月）。

- (25) 沖縄の自治体の中には（那覇市，沖縄市，宜野湾市等），被生活保護世帯の子どもへの学習支援策として，民間の学習塾へ通わせ，その授業料を公費負担にすることが始まり，高校進学率の上昇等，一定の成果を生み出している。沖縄県就学援助児童支援NPO法人エンカレッジは，2007年度から困窮生徒の通塾支援を始め，現在，沖縄市内9つの賛同塾と連携し，無料通塾支援を行っている（「沖縄タイムス」2008年6月24日，<http://www.enc-ok.jp>参照）。